

# 令和5年度木とふれあう空間整備支援事業募集要領

## 第1 募集する事業概要

### 1 事業内容

PR効果の高い公的スペース<sup>(※1)</sup>における木造施設建設や木質化に要する経費のうち、認証木材等<sup>(※2)</sup>の購入経費及びこれらの施設に設置する認証木材等を使用した木製備品等<sup>(※3)</sup>購入経費、認証木材のPR経費（モデル住宅の場合のみ）に対して助成します。

- ※1 「PR効果の高い公的スペース」とは、病院、店舗、飲食店、銀行、観光施設、式場、モデル住宅（住宅展示場内）など不特定多数の者が集まる空間で、木造化・木質化等によるPR効果が高いと認められる空間をいう。
- ※2 「認証木材等」とは、「香川県産木材認証制度のためのガイドライン」に基づき香川県産木材認証制度運営協議会（以下「協議会」という。）が認証した木材及び認証した木材を加工した製品をいう。
- ※3 「認証木材等を使用した木製備品等」とは、テーブルやイス、棚のような家具（施設の目的によっては玩具も含む）やカウンターやドアなどの建具でその主要部分が木製であるもののうち、使用されている木材の過半が認証木材等であるものをいう。

### 2 補助金交付対象者

県内に認証木材等を利用して木造施設建設や木質化をしようとする法人、各種団体、個人事業主、その他知事が適当と認める者。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- エ 県税を滞納している者

### 3 補助率

認証木材等購入経費及び認証木材等を使用した木製備品等購入経費の1/2以内

ただし、補助金の上限額は100万円。

補助金の下限額は木造施設建設の場合は60万円、木質化及びモデル住宅（住宅展示場内）建築の場合は30万円。

### 4 補助対象となる施設の要件

- ア 取組の内容が、県産木材のPR効果が高いと知事が認めるものであること。
- イ 補助金交付決定日以降に着工するものとする。ただし、すでに着工している建築物について、本事業を活用しその一部の木質化等に取り組む場合は、補助金交付決定日以降速やかに県担当者の現地確認を受け、当該木質化等に未着工であることを確認後、着工するものとする。
- ウ 補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間は、補助対象施設の交付申請時における目的を変更又は終了しない計画であること。
- エ 本事業以外の補助金等の受給がある場合、補助金の交付対象に重複がないこと。
- オ 本事業実施中及び終了後の施設において、認証木材等の利用を示す表示を行うこと。
- カ 政治的又は宗教的活動に資すると認められるものでないこと。

## 第2 募集期間・提出書類

募集は、令和5年5月12日（金）から令和5年11月30日（木）までとします。

ただし、予算額に達した時点で終了します。

事業実施を希望される場合は、香川県環境森林部森林・林業政策課へ別添様式1の「応募申請書」に別添様式2の「事業計画書」及び次の資料を添付して提出してください。

- ア. 補助対象経費が確認できる設計書等
- イ. 事業内容が分かる図面等
- ウ. 木材使用量が確認できる木拾い表等
- エ. 県税の納税義務が発生する者にあつては、納税証明書
- オ. 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定により建築確認申請書の提出が必要な場合は、確認済証の写し（ただし、事業計画書提出時に建築確認申請中、又は建築確認申請予定で、建築確認済証の交付が確実と見込まれる場合は、建築確認申請書の写しを提出し、補助金等交付申請書又は実績報告書に建築確認済証の写しを添付すること。）
- カ. 定款又は会則等の写し
- キ. 誓約書（別添様式3）

## 第3 審査及び採択

公募により、毎月末までに提出いただいた事業計画書等の内容について、別紙の審査基準に基づき審査委員会で厳正な審査を行い、その結果を受けて、予算の範囲内で補助対象事業の採択の可否を決定します。

採択された場合には、事業を実施する前に、補助金交付申請書を提出する必要があります。

## 第4 その他

- 1 当該事業の申請書類や要綱など詳しい資料については、県ホームページへ掲載しておりますのでご利用ください。  
○本事業ホームページ：[https://www.pref.kagawa.lg.jp/rinsei/mokuzai/kitofureau\\_r3.html](https://www.pref.kagawa.lg.jp/rinsei/mokuzai/kitofureau_r3.html)
- 2 要望が多数の場合は、事業の採択ができない場合があります。
- 3 原則として、交付決定を受けてからの着手（契約）となります。また、令和6年3月末までに事業を完了し、確認を受ける必要があります。

## 第5 問合せ先

香川県環境森林部森林・林業政策課 企画政策グループ（担当者：神野・川田）

電話：087-832-3464

FAX：087-806-0225

メール：[rinsei@pref.kagawa.lg.jp](mailto:rinsei@pref.kagawa.lg.jp)

\*本事業は県単独事業です。

香川県知事 殿

申請者 住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、  
その名称、代表者の氏名及び主  
たる事務所又は事業所の所在地〕

令和 5 年度木とふれあう空間整備支援事業 応募申請書

このことについて、次のとおり必要書類を添えて、応募します。

記

1. 事業計画書
2. 補助対象経費が確認できる設計書等
3. 事業内容が分かる図面等
4. 木材使用量が確認できる木拾い表等
5. 県税の納税義務が発生する者にあつては、納税証明書
6. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条の規定により建築確認申請書の提出が必要な場合は、確認済証の写し（ただし、事業計画書提出時に建築確認申請中、又は建築確認申請予定で、建築確認済証の交付が確実と見込まれる場合は、建築確認申請書の写しを提出し、補助金等交付申請書又は実績報告書に建築確認済証の写しを添付すること。）
7. 定款又は会則等の写し
8. 誓約書

木とふれあう空間整備支援事業 事業計画書（実績書）

1	事業実施主体	事業主体名				
		役職名・代表者名				
		所在地				
		担当者名		電話		
		メール		Fax		
2	施工者			電話		
3	認証木材等 供給者			電話		
				電話		
				電話		
4	実施場所					
5	事業期間	年 月 日 ~		年 月 日		
6	事業内容 (整備する施設の概要)	区分	①木造施設建設                      ②木質化 ③木製備品等設置 (①又は②と同時に行う場合のみ)			
		施設名				
		施設目的				
		対象者				
		推定来場者数	人/年 (人/月)			
		認証木材等 使用箇所				
		その他 (県産木材のPR 方法、施設の 独自性等)				
7	構造・階数	造 一部	造	地上	階/地下 階	
8	建築面積	m <sup>2</sup>		延床面積	m <sup>2</sup>	
9	認証木材等 使用量	構造材等	m <sup>3</sup>	内装材等	m <sup>2</sup> 備品等 個	
10	認証木材等 購入経費	構造材等	千円	内装材等	千円 備品等 千円	
		合 計	千円			
11	PR経費	名 称			千円	
		名 称			千円	
		合 計	千円			
12	事業費	全体事業費	補助対象経費	負担区分		
				当該補助金	実施主体	

香川県知事 様

申請者 住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、  
その名称、代表者の氏名及び主  
たる事務所又は事業所の所在地〕

### 誓 約 書

木とふれあう空間整備支援事業補助金交付要綱の第3条に示された事業主体の要件及び木とふれあう空間整備支援事業実施要領第2の3に示された補助対象施設の要件について次のとおり誓約します。

1. 申請者及び申請者の役員は、次のアからウまでのいずれにも該当する者ではありません。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
  - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
2. 香川県税を滞納していません。
3. 補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間は、補助対象施設の交付申請時における目的を変更又は終了しません。
4. 他の補助金と交付対象に重複はありません。  
（又は 本事業の補助対象施設は他の補助金を受けていません。）
5. 本事業実施中及び終了後の補助対象施設において、認証木材等の利用を示す表示を行います。
6. 上記誓約及び木とふれあう空間整備支援事業に係る提出書類に虚偽の内容があった場合、補助金の返還の応じることを誓約します。

## 木とふれあう空間整備支援事業審査基準

木とふれあう空間整備支援事業審査会において、①実施体制・価格事項、②認証木材等の使用状況、③PR効果、④意匠性の4項目において3段階の相対評価を行い、各審査委員が採点した合計点数により優先度判定を行う。

審査項目	審査基準
<b>1 実施体制・価格事項</b> <審査項目> ・事業計画の妥当性 ・適正な工程 ・適切な積算内容	1 事業実施主体の規模に見合った施設整備であり、対象施設の運営計画に無理がないか 2 事業の工程に無理がなく年度内に事業を完了することができるか。 3 認証木材等購入経費の積算が妥当なものであるか。
<b>2 認証木材の使用状況</b> <審査項目> ・認証木材等使用量 ・認証木材等可視面積 ・認証木材等の利用箇所	1 認証木材等の使用量が施設の規模に対し、適切な使用量となっているか。 2 認証木材等が見える面積が施設の規模に対して適当であるか。 3 認証木材等の利用箇所が施設利用者に対するPR効果が高い箇所となっているか。
<b>3 PR効果</b> <審査項目> ・施設の種別 ・利用予定者数 ・波及効果	1 施設の目的・性質は公開性が高く、利用者が限定されるものではないか。 2 施設の利用予定者数が施設の規模に対して、十分な人数であるか。 3 認証木材等の需要拡大に寄与するような使用方法や施設となっているか。
<b>4 意匠性</b> <審査項目> ・木材の良さが活かされているか ・施設の目的に適ったデザインか ・独創性があるか	1 木の良さが活かされたデザインや使用方法になっているか。 2 施設の目的に適したデザインとなっているか。 3 独創的または印象的なデザインや木材の使用方法となっているか。

※ 評価A（優れている）…5点

評価B（普通）…3点

評価C（劣っている）…1点